

議案第百二号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年十二月二十一日

三朝町長 安田真一郎

昭和六拾参年拾貳月貳拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号及び第四号中「十八歳未満の」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、同条第三項中「一万五千元」を「一万六千元」に、「一万円」を「一万五百円」に改める。

第十条の二第二項第一号ロ中「八千五百円」を「一万千五百円」に改める。

第二十一条第三項中「四十六万八千元」を「四十七万九千元」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

(イ) 行政職給料表(第三条関係)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	99,100	121,100	144,000	171,700	187,600	205,400	222,900	241,800
2	102,200	126,800	148,000	179,600	195,800	214,100	231,700	251,000
3	105,500	133,500	155,200	187,500	204,200	222,800	240,600	260,300
4	108,800	140,900	162,400	195,600	212,500	231,500	249,500	269,700
5	112,500	147,500	169,800	203,900	220,900	240,200	258,600	279,400
6	116,700	152,900	177,200	212,100	229,100	248,900	267,700	289,000
7	121,100	158,300	184,300	220,200	237,200	257,600	276,800	298,600
8	125,200	163,400	191,300	228,100	245,100	266,500	286,000	308,200
9	128,900	168,100	197,300	235,700	253,000	275,400	295,200	317,800
10	132,200	172,400	203,100	243,100	260,900	284,500	304,400	327,300
11	135,100	176,600	208,800	250,600	268,700	293,600	313,500	336,800
12	138,100	180,700	214,300	258,200	276,300	302,600	322,400	346,300
13	140,500	184,800	219,800	265,200	283,400	311,500	330,800	355,200
14	142,900	187,900	224,800	272,200	290,500	319,900	338,200	364,000
15	145,300	190,800	229,600	278,300	296,300	327,700	345,000	371,200
16	146,900	193,800	234,300	284,300	301,700	334,000	350,900	377,900
17		196,700	238,700	288,700	306,600	339,900	356,100	382,400
18		199,400	242,300	292,500	310,600	344,100	360,700	386,600
19		201,400	245,700	296,200	314,400	348,200	364,800	390,700
20			248,300	299,000	317,700	352,200	368,900	394,800
21			250,900	301,700	320,700	356,100	372,900	398,600
22			253,400	304,400	323,800	360,000	376,600	
23			255,900	307,100	326,900	363,900		
24			258,300	309,800	329,900	367,500		
25			260,700	312,400	332,900			
26			263,100	315,000	335,700			
27			265,300	317,500				
28			267,500	319,900				
29			269,700					

(口) 医療職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
1	238,300 円	272,900 円
2	249,700	284,600
3	261,300	296,300
4	272,900	308,000
5	284,500	319,600
6	296,100	331,200
7	307,600	342,900
8	319,100	354,600
9	330,500	366,100
10	341,900	377,500
11	351,800	388,900
12	361,300	399,500
13	370,500	410,000
14	379,500	420,300
15	388,300	430,500
16	397,100	440,200
17	405,900	449,800
18	414,700	459,400
19	421,500	469,000
20	428,000	476,100
21	434,000	483,200
22	438,300	488,000
23	442,400	492,600
24	446,400	503,900
25	450,300	512,400
26	454,000	520,300
27		526,600
28		531,900
29		536,700

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、町規則で定める日から施行する。ただし、第九条第二項第二号及び第四号の改正規定は、昭和六十四年四月一日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の三朝町職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和六十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の三朝町職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月

類に異動のあつた職員のうち、町長の定める職員の改正後の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく町規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町規則で定める。